

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第四部 労働組合と政治・社会運動

II 社会運動の動向

2 公害反対運動

5 基地公害反対闘争

横田基地爆音公害判決、住民側勝訴

八七年七月一五日、東京高裁第一二民事部(武藤春光裁判長)は、米軍横田基地周辺住民がおこしていた横田基地公害訴訟の判決を言い渡した。前年四月九日には同じ東京高裁が厚木基地公害訴訟で、日米安保条約により日本国政府には米軍航空機の運航を規制する権限はなく、また、軍事基地は高度の公共性を有するので住民の爆音公害による被害は受忍限度の範囲内であって損害賠償も認めないとする住民側全面敗訴を言い渡している。同種の米軍基地であるだけに、この判決が横田基地の米軍航空機爆音公害についてどのような判断を示すのか、注目を集めていた。

この横田基地の判決は、(1)飛行制限(差し止め請求)について、住民は人格権にもとづく差し止め請求権は有するが、横田基地は米軍が管理・使用し、航空機を運航しているのであるから、第三者たる国に航空機の運航差し止めを求めることは不適法であるとして却下したが、(2)損害賠償については、米軍航空機の騒音による侵害行為があった場合には国に損害賠償の義務があり、国防(軍事基地)であるからといって他の行政部門の公共性に比べて優越した高度の公共性を有することはなく、とくに国防だけが重視されるべきではないと判断して住民の損害賠償請求を認容し、損害額は一審(東京地裁八王子支部)判決の約五倍の金額を認めた。この(2)の判断は厚木基地公害の判決の欠点を見直すものとして、住民側は評価している。

厚木訴訟と横田基地訴訟は同じ基地公害でありながら全く異なった判断をしたものとして上告されたことになり、今後最高裁がどのような判断を示すのか注目されるところである。

連携をつよめる基地公害裁判闘争

厚木基地、横田基地のほかに、わが国の空港・基地の騒音公害訴訟としては、福岡空港(福岡地裁)、小松基地(金沢地裁)、嘉手納基地(那覇地裁)の騒音公害事件がある。

このうち、福岡空港公害訴訟は八七年一二月七日に結審した。福岡空港は旧板付基地を引き継ぎ、現在は民間・自衛隊共用空港となっているが、大阪空港と厚木、横田の判決の流れのなかで、判決の帰趨が注目され、また、小松基地爆音公害訴訟も結審を間近かにむかえるまでに進んでいる。

これらの空港・基地公害反対闘争は、地元周辺住民が労働組合・民主団体などの支援をうけてたたかいを積み重ねてきており、反戦・反安保・平和のたたかい、三宅島NLP基地建設阻止闘争などの連帯も強めようとしている。

【参考資料】〈平和・社会運動関係〉(1)『朝日新聞』、(2)『社会新報』、(3)『赤旗』、(4)『週刊民社』、(5)『週刊労働ニュース』、(6)『総評第七七回定期大会議案書・各局報告書』、『総評第一回拡大評議会議案』、(7)『同盟第二二回年次全国大会活動報告書』、(8)『全民労協第六回(移行)総会報告・議案書』、『連合結成大会議案書』、(9)『中立労連第一四回定期大会議案書』、(10)『原水協通信』、(11)『原水禁ニュース』、(12)平和委員会『平和新聞』、『平和運動』、(13)護憲連合『平和と民主主義』、(14)反核千人委員会『反核へ』、(15)国家秘密法反対インフォメーションセンター『見るな！聞くな！しゃべるな！の国家秘密法はいらない』、(16)日本マスコミ市民会議『マスコミ市民』

〈公害反対運動関係〉(1)『昭和六二年版環境白書』、(2)『公害弁連第一六回総会議案書』、(3)『公害闘争共闘ニュース』(全国公害被害者総行動実行委員会)『全国公害患者の会連合会ニュース』(全国公害患者の会連合会)『みなまた』(『みなまた』発行委員会)、『水俣病とたたかう』(水俣病東京弁護団、水俣病東京被害者の会)『カネミ油症原告団・弁護団ニュース』など各公害被害者団体発行のニュース、(4)『勝利はニューヨークから』(リーダイ・ミナマタ連帯ニューヨーク行動報告集)

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
